（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十一年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）
	種別 / 単位	ルピー	ルピア	リエル	ドル	ルピー	バーツ	ウォン	元
3	旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第５条第１項本文の一般旅券の発給（旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,270	260,000	80,000	27	2,700	670	22,000	125
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	320	70,000	20,000	7	670	170	6,000	35
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給（改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	850	180,000	50,000	18	1,800	450	15,000	85
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	210	40,000	10,000	4	450	110	4,000	20

香港	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル	ラオス	オーストラリア	サモア
ドル	ルピー	ルピー	タカ	ドル	ペソ	ドル	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ	トウグリク	キップ	ドル	タラ
150	2,030	2,000	1,550	20	900	27	440,000	75	21,800	304	39,000	160,000	26	50
40	510	500	390	5	250	7	110,000	20	5,500	76	10,000	40,000	6	13
100	1,360	1,330	1,030	13	600	18	290,000	50	14,500	203	26,000	107,000	17	33
30	340	330	260	3	150	4	70,000	15	3,600	51	6,000	27,000	4	8

ソロモン	トンガ	ニュージーランド	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	エルサルバドル	キューバ
ドル	パ・アンガ	ドル	キナ	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ペソ	ペソ	ドル	コロン	ペソ
160	41	28	55	20	41	20	20	20	25	185	525	20	175.00	20
40	10	7	14	5	10	5	5	5	6	45	130	5	43.75	5
107	28	19	36	13	28	13	13	13	16	125	350	13	113.75	13
27	7	5	9	3	7	3	3	3	4	30	90	3	26.25	3